

中小企業信用保険法第2条第5項第2号  
(イ)の規定による認定申請書

令和5年11月15日

(あて先) さいたま市長

(申請者)

住所 さいたま市浦和常盤6-4-4  
氏名 ※自署でない場合は実印を押印してください。

株式会社●●●●

(名称及び代表者の氏名) ●● ●●

電話番号 048-●●●-●●●●

私は諸外国において日本国からの水産物の輸入を業とする者が、令和5年8月24日からALPS 処理水放出に伴う水産物の輸入停止措置(注)を行っていることにより、下記のとおり同事業者との直接取引について売上高等の減少が生じているため、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第2号イの規定に基づき認定されるようお願いいたします。

記

- 1 上記事業者 に対する取引依存度 75.0% (A/B)  
A 令和4年11月1日 から 令和5年10月31日 までの上記事業者 に  
対する取引額等 150,000,000円  
B 上記期間中の全取引額等 200,000,000円
- 2 売上高等  
(イ) 最近1か月間の売上高等  
$$\frac{D-C}{D} \times 100$$
 減少率 50.0% (実績)  
C: 事業活動の制限を受けた後最近1か月間の売上高等 10,000,000円  
D: Cの期間に対応する前年1か月間の売上高等 20,000,000円  
(ロ) (イ)の期間も含めた今後3か月間の売上高等  
$$\frac{(D+F)-(C+E)}{D+F} \times 100$$
 減少率 50.0% (実績見込み)  
E: Cの期間後2か月間の見込み売上高等 20,000,000円  
F: Eの期間に対応する前年の2か月間の売上高等 40,000,000円

(注): \_\_\_\_\_には、経済産業大臣が指定する事業活動の制限の内容に応じ、「店舗の閉鎖」等を入れる。

(留意事項)

- ① 本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。  
② 市町村長又は特別区長から認定を受けた後、本認定の有効期間内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関係保証の申込みを行うことが必要です。

経商経第 \_\_\_\_\_号

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日

申請のとおり、相違ないことを認定します。

(※) 本認定書の有効期間: \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日から \_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日まで

さいたま市長 清水 勇 人